

# ○国立大学法人埼玉大学動物実験規則

〔平成19年8月30日〕  
規則第72号

改正	平成20. 8. 7	20規則80	平成20. 12. 26	20規則117
	平成21. 2. 26	20規則128	平成24. 9. 25	24規則34
	平成26. 3. 28	25規則57	平成27. 12. 25	27規則34
	平成28. 3. 29	27規則80	平成28. 9. 29	28規則9
	平成29. 3. 28	28規則37	平成30. 12. 13	30規則10
	令和2. 1. 15	元規則38	令和4. 3. 17	3規則40
	令和4. 4. 21	4規則1	令和4. 9. 29	4規則14

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条の2）
- 第2章 動物実験委員会（第5条－第13条）
- 第3章 動物実験等の実施（第14条－第17条）
- 第4章 施設等（第18条－第23条）
- 第5章 実験動物の飼養及び保管（第24条－第32条）
- 第6章 安全管理（第33条－第35条）
- 第7章 教育訓練（第36条）
- 第8章 自己点検・評価及び検証（第37条）
- 第9章 情報公開（第38条）
- 第10章 雑則（第39条－第41条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「文科省基本指針」という。）第2第2項の規定に基づき、埼玉大学（以下「本学」という。）における動物実験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

**第2条** 本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 大学等における動物実験等を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必

要な手段であることから、動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によっ  
てしなければならないことをいう。）の3R（R e p l a c e m e n t , R e d u c t i o n , R e f i n e m e n t）に基づき、適正に実施しなければならない。

- 3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施しなければならない。

（定義）

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（2日程度の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施し、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 部局等 各学部、各大学院研究科、保健センター、研究推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー及び科学分析支援センター

をいう。

(10) 管理者 施設等及び実験動物を管理する部局等の長をいう。

(11) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

(12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(13) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(14) 指針等 文科省基本指針、厚生労働省及び農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

(適用範囲)

**第4条** この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合は、委託等先においても指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

**第4条の2** 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握並びにその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

## 第2章 動物実験委員会

(委員会の設置)

**第5条** 本学に、埼玉大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

**第6条** 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項について審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画の動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等及び本規則に対する適合性の審査に関すること。

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。

(6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、埼玉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）の審査を経た遺伝子組換え実験で使用する実験動物に関わる事項については、安全委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。

（委員会の構成）

**第7条** 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者 若干人

(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人

(3) 前2号以外の自然科学分野の専任の教授、准教授、講師又は助教 1人

(4) その他学長が必要と認めた者

2 前項の委員は、学長が任命する。

（任期）

**第8条** 前条第1項各号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

**第9条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

**第10条** 委員会は、委員総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることができない。

（秘密保持）

**第11条** 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

（意見の聴取）

**第12条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

**第13条** 委員会の事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

### 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

**第14条** 動物実験等を実施しようとする動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点等から、次に掲げる留意事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別紙様式1)により、所属する部局等の長の確認を受け、当該動物実験等の開始前に学長に申請しなければならない。この場合において、所属する部局等以外の施設等を使用する場合は、あらかじめ使用する施設等の管理者の了承を得ておかななければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験その他の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は動物実験計画を修正させる等、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることができるものとする。

4 学長は、委員会の審査結果を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、動物実験責任者に通知する。

5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

6 学長は、第4項の規定により承認を与えた動物実験計画について不適切と判断される場合には、動物実験等の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、動物実験等の禁止又は中止を勧告することができる。

(動物実験計画の変更)

**第15条** 前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。この場合において、動物実験実施者、使用動物(実験動物種、系統、性別及び使用数)又は実験実施期間の変更を申請するときは、「動物実験計画書(別紙様式1)」とあるのは、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書(別紙様式2)」と読み替えるものとする。

(動物実験計画の終了又は中止の報告)

**第16条** 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに動物実験報告書(別紙様式3)により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、所属する部局等の長の確認を受け、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項に規定する報告を受けた際、必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

(実験操作)

**第17条** 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験等に関する法令、飼養保管基準及び指針等に則するとともに、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる苦痛軽減に関すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 動物実験等の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的若しくは化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。

(4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

(5) 動物実験等実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

#### 第4章 施設等

(飼養保管施設の承認)

**第18条** 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ行うことができない。

2 管理者は、飼養保管施設を設置(変更を含む。)しようとする場合は、飼養保管施設設置承認申請書(別紙様式4)により、学長に申請しなければならない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

4 管理者は、年度ごとに実験動物の飼養及び保管状況について、実験動物飼養保管状況の自己点検票(別紙様式5)により、学長に報告しなければならない。

5 学長は、前項の規定による報告を確認し、必要な場合は委員会の助言を受けて管理者に改善を指示するものとする。

(飼養保管施設の要件)

**第19条** 飼養保管施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類、生理、生態、習性等及び飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

**第20条** 動物実験等は、学長の承認を得た実験室でなければ行うことができない。2日程度の一時的保管の場合にあっても、同様とする。

2 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）しようとする場合は、実験室設置承認申請書（別紙様式6）により、学長に申請しなければならない。

3 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

(実験室の要件)

**第21条** 実験室は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

**第22条** 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境確保を行わなければならない。

(施設等の廃止)

**第23条** 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等（飼養保管施設・動物実験

室) 廃止届 (別紙様式 7) により、速やかに学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、前項の届出について必要と認めるときは、委員会の調査を経て廃止を決定する。
- 3 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を、他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第 5 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

**第 2 4 条** 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

**第 2 5 条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

**第 2 6 条** 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令及び指針等に基づき適正に管理している機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水等)

**第 2 7 条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

(健康管理)

**第 2 8 条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病に罹った場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

**第 2 9 条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。



(記録の保存及び報告)

**第30条** 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類及び数について、飼養保管数報告書(別紙様式8)により、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

**第31条** 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

**第32条** 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

**第33条** 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等並びにアレルギー等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

**第34条** 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画(緊急時対応マニュアル等)をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

**第 35 条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第 7 章 教育訓練

(教育訓練)

**第 36 条** 学長は、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

## 第 8 章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

**第 37 条** 学長は、委員会に、文科省基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等及び飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的に受けるよう努めなければならない。

## 第 9 章 情報公開

(情報の公表)

**第 38 条** 学長は、本学における動物実験等に関する規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部の専門家による検証の結果、委員会の構成等に関する情報について、毎年 1 回程度公表するものとする。

## 第 10 章 雑則

(実験動物以外の動物の使用)

**第39条** 実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(違反者に対する措置)

**第40条** 学長は、この規則に違反した者がいるときは、委員会の助言を受けて、当該違反者の動物実験等を直ちに中止させ、当該違反者に対し、一定期間動物実験等の実施を禁ずることがある。

(補則)

**第41条** この規則に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年8月30日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学動物実験指針（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、第7条第1項各号に基づく最初の委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 4 この規則施行の際、現に国立大学法人埼玉大学動物実験指針の規定により行われた動物実験等は、改正後の規則に基づき学長が承認したものとみなす。
- 5 この規則施行前から引き続き使用する施設等にあつては、管理者は、この規則の施行後30日以内に、第18条第2項及び第20条第2項の規定に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第18条第3項及び第20条第3項の承認を行うか否かが決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

**附 則**（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則**（平成21. 2.26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24. 9.25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26. 3.28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27.12.25 27規則34）

この規則は、平成27年12月25日から施行する。

**附 則**（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28. 9. 29 28規則9）

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

**附 則**（平成29. 3. 28 28規則37）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30.12.13 30規則10）

この規則は、平成30年12月13日から施行する。

**附 則**（令和2. 1. 15 元規則38）

この規則は、令和2年1月15日から施行する。

**附 則**（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 4. 21 4規則1）

この規則は、令和4年4月21日から施行する。

**附 則**（令和4. 9. 29 4規則14）

この規則は、令和4年9月29日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

### 動物実験計画書

埼玉大学長 殿

下記の動物実験計画について、国立大学法人埼玉大学動物実験規則第14条第1項の規定に基づき申請します。

部局等の長の確認 年 月 日 受付番号  承認番号

課 題 名	
-------	--

研究目的 <small>(直接的な目的のほか、動物実験が必要な理由、社会的・科学的意義についても記載する。)</small>	
---	--

動物実験責任者	氏 名 <small>(学生は学籍番号も記入)</small>	部局等名	職 名 <small>(教職員のみ)</small>	メールアドレス	教育訓練 の受講
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	20( )年 月 ~ 20( )年 月						
飼養保管施設 及び実験室	飼養保管施設						
	実験室						
使用動物	動物種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備 考

研究計画と方法	研究概要 <small>(研究計画と方法について、その概要を記入する。)</small>
	実験方法 <small>(審査を適正に行うため、動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)</small>

特殊実験区分 (選択項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類： <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験 <input type="checkbox"/> 5. その他 <input type="checkbox"/> 6. 該当なし		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練 <input type="checkbox"/> 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討したが、代替手段の制度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> (A. 生物を用いない実験、あるいは植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験) <input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛みを伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験		
動物の苦痛軽減 排除の方法 (選択項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬や鎮痛剤等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入 ) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐え難い痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 (具体的な基準を2点以上記入 ) <input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入 )		
安楽死の方法 (選択項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入 ) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入 ) 法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入 )		
感染性廃棄物 (動物死体, 注射針 等) の排出の方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 科学分析支援センターで処分 <input type="checkbox"/> 2. 外部業者に委託 <input type="checkbox"/> 3. その他(具体的に記入 )		
その他必要又は 参考事項	(遺伝子組換え実験安全委員会等への申請状況、過去の動物実験計画書承認経験などを記入する。)		

(委員会記入欄)

動物実験委員会の 本実験計画に対する 意見等	審査終了: 20( )年 月 日
	修正意見等  審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、動物実験規則に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、動物実験規則に適合しない。

学長承認欄	承認: 20( )年 月 日
	本実験計画を承認します。  承認番号: 第 号  <div style="text-align: right;">埼玉大学長</div>

※注1 原則として、実験開始年度と実験終了年度は同一年度とする。  
 ※注2 所属する部局等の長の確認を受け、そのことが分かる資料を添付すること。

(別紙様式2)

年 月 日

動物実験計画 (変更・追加) 承認申請書

埼玉大学長 殿

動物実験責任者

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

承認番号 \_\_\_\_\_ の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項

- 1) 動物実験実施者の変更・追加
  
- 2) 実験動物種・系統・性別及び匹数の変更・追加
  
- 3) 実験実施期間の変更
  
- 4) その他

2. 変更・追加等の理由

※部局等の長の確認： \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(所属する部局等の長の確認を受け、そのことが分かる資料を添付すること。)





埼玉大学長 殿

飼養保管施設設置承認申請書

管理者

部局等

氏名

国立大学法人埼玉大学動物実験規則第18条第2項の規定に基づき、申請しますので承認願います。

1. 飼養保管施設の名称	
2. 施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属: 職名: 氏名: 連絡先: 関連資格: 経験年数: <飼養者> (人数が多い場合、別紙として添付) 所属: 職名: 氏名: 連絡先: 関連資格: 経験年数: 所属: 職名: 氏名: 連絡先: 関連資格: 経験年数:
3. 施設の概要	1) 建物の構造: (鉄筋コンクリート造, 床, 内壁等の清掃, 消毒等が容易な構造等) 2) 空調設備: (温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する動物種: 4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格: 最大収容数: 5) 実験設備: (特殊装置の有無等) 6) 逸走防止策 (逃亡防止に係る設備の概要, ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖等) 7) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称: 規格: 8) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	

添付資料

- 1) 飼養保管施設の位置を示す地図 2) 飼養保管施設の平面図 (飼養室と実験室の別を明記すること)  
 (\*変更の場合は、変更箇所を朱書きすること)

(委員会記入欄)

本申請に関する 委員会の調査	調査年月日: 年 月 日
	調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は動物実験規則に適合する。 <input type="checkbox"/> 下記改善を要する。 (再調査月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は動物実験規則に適合しない。 意見等:
学長承認欄	承認: 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号: 第 号 <p style="text-align: right;">埼玉大学長</p>

(別紙様式5)

年 月 日

実験動物飼養保管状況の自己点検票

埼玉大学長 殿

管理者

部局等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

国立大学法人埼玉大学動物実験規則第18条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

飼養保管施設の名称		
飼養者(人数)	名 _____	
飼養保管動物種及び数	動物種	飼養数
点検実施者※1		

※1 点検実施者は、原則として実験動物管理者

点検項目	点検結果※2	備考※3	
飼養保管の方法	適切な給餌・給水が実施されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の導入時に検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を実施しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の飼育環境への順化、順応を図っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	

施設の構造等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	マニュアル等による動物実験実施者や飼養者への教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
生活環境の保全	動物の死体及び汚物の保管、処理等は適切に行われているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	施設は常に清潔に保たれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	防護措置：
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	また、医師による救急措置が行えるか。	<input type="checkbox"/> 該当せず	

	動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	連絡先：
	地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	連絡先：
記録管理	動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	個体識別法：
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

※2 点検は動物を飼養している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼養されていない場合は、飼養時を顧みて点検を行うこと。

※3 点検結果で、「いいえ」、「ある」又は「はい」をチェックした場合には、備考欄にその理由、具体的事項を記入すること。

埼玉大学長 殿

実験室設置承認申請書

管理者

部局等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

国立大学法人埼玉大学動物実験規則第20条第2項の規定に基づき、申請しますので承認願います。

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> (教室主任等) 所属： _____ 職名： _____ 氏名： _____ 連絡先： _____
3. 実験室の概要	1) 実験室の構造 (排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造等) 2) 実験室の面積： ( _____ m <sup>2</sup> ) 3) 実験に使用する動物種： 4) 実験設備： (特殊装置の有無等) 5) 逸走防止策： (逃亡防止に係る設備の概要、前室の有無、窓や排水口の封鎖等) 6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策：
4. 特記事項 (化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
  - 2) 実験室の平面図
- (\*変更の場合は、変更箇所を朱書きすること)

(委員会記入欄)

本申請に関する 委員会の調査	調査年月日： _____ 年 月 日
	調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は動物実験規則に適合する。 <input type="checkbox"/> 下記改善を要する。(再調査月日： _____ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は動物実験規則に適合しない。 意見等： _____

学長承認欄	承認： _____ 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号：第 _____ 号 <div style="text-align: right;">埼玉大学長</div>

(別紙様式 7)

年 月 日

埼玉大学長 殿

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

管理者

部局等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

国立大学法人埼玉大学動物実験規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

1. 廃止する施設等（飼養 保管施設又は実験室） の名称	設置承認番号（ _____ ）
2. 廃止年月日	年 月 日
3. 廃止後の利用予定	
4. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置（飼養保 管施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
5. 特記事項	

(委員会記入欄)

当該届出に関する 委員会の調査	<input type="checkbox"/> 調査不要 <input type="checkbox"/> 要調査 調査年月日: 年 月 日 意見等:
--------------------	---

学長受理欄	受理: 年 月 日
	本届出を受理します。 <p style="text-align: right;">埼玉大学長</p>

埼玉大学長 殿

飼養保管数報告書

管理者

部局等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

国立大学法人埼玉大学動物実験規則第30条第2項の規定に基づき、\_\_\_\_\_年度に本施設において飼養保管された動物種及び匹数を下記のとおり報告します。

飼養保管施設の名称： \_\_\_\_\_

実験動物の種類	匹数
1. マウス	
2. スナネズミ	
3. ハムスター	
4. ラット	
5. モルモット	
6. トリ	
7. ウサギ	
8. その他(具体的に)	

( \*当該年度における購入動物、自家生産動物、あるいは前年度からの継続飼養保管動物など全てを含む。 )